

# 一般財団法人篠原欣子記念財団

## 令和2年度 奨学生募集要項〔一般奨学金第2回〕

### 1. 応募資格

- (1) 社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）（\*注1）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる**愛知県、大阪府**に所在の大学、短期大学、専門学校（専修学校／専門課程）の学部・学科等（\*注2）に在籍する1年生。ただし、4年制大学の場合は、3年生も可能とする。（在籍校で留年をしている場合、応募資格はありません）
- (2) 応募時点で、上記（1）の資格または免許状を活かして、将来福祉施設または幼児教育施設等での就業を志望している者。（\*注3）
- (3) 品行方正で、態度・行動・発言に社会的良識のある者。
- (4) 心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者。
- (5) 当財団が要請するレポート等を提出することができる者。
- (6) 外国籍の場合、永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する者。

（\*注1）公認心理師資格は対象外です。

（\*注2）大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）は、本奨学金の対象とはしておりません。ただし、短期大学卒業後に4年制大学卒業に相当する学士の学位を得る事ができる修業年限2年の認定専攻科の1年生は可能とします。また、通信教育、公共職業訓練および民間教育訓練機関等に委託する職業訓練（民間委託訓練）の訓練生も対象外といたします。

【介護福祉士資格】指定養成施設であること。

【社会福祉士資格・精神保健福祉士資格】国家試験指定科目を履修すること。（4年制の大学の場合は卒業と同時に受験資格が得られる、3年制または2年制の短期大学・専門学校の場合は相談援助実務を経て受験資格を得られることが前提）

（\*注3）保育士資格または幼稚園教諭免許状と同時に小学校教諭免許状の取得が可能な学部・学科等の場合で、応募時点で小学校教諭の就業のみを志望している場合は対象外となります。

※本募集では「家計基準」による制限を設定していませんが、世帯収入・所得は、審査項目の1つとなります。

※他団体の奨学金制度受給者であっても応募は可能です。

※年齢制限はございません。

### 2. 募集期間：令和2年9月7日(月)～令和2年10月23日(金)

### 3. 募集人数：25名程度

## 4. 応募方法：直接応募制

※なお、お送りいただいた書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。  
また、応募書類、添付書類は返却いたしません。

## 5. 応募手続き ※下記（1）および（2）の両方の手続きが必要です。

### （1）【データ入力・送信】

①	奨学金給付願書	<p>・以下のQRコードまたはURLアドレスより入力・送信してください。</p>  <p>※ データ送信後に登録メールアドレス宛に完了通知を送ります。 ※ 迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は（@qooker.jp）のドメインを受信できるように事前に設定をしてください。 ※ 完了通知にはURLが添付されています。URLリンク付きメール拒否設定をしている場合は、解除してください。</p> <p><a href="https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/r202autumn/bosyu/">https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/r202autumn/bosyu/</a></p> <p><b>※入力締切日：令和2年10月23日（金）まで</b></p>
---	---------	--

### （2）【応募書類送付】 下記の書類を送付してください。（※書類は日本語で書かれているものに限る）

①	応募書類チェックリスト (A4・タテ)	・当財団HP内にある「応募書類チェックリスト」をダウンロードし、印刷のうえ、必要事項を記入およびチェックしたものをお送りください。
②	写真 1 枚	<p>・写真様式：カラー写真／縦4.5×横3.5cm／上半身正面／応募前3カ月以内／スナップ不可／裏面に氏名記入</p> <p>・上記①で印刷した「応募書類チェックリスト」の右上に貼付してください。</p>
③	奨学金申請理由書	<p>・市販原稿用紙(400文字)利用／1枚以上～最大4枚／<b>学校名・氏名明記</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 将来就きたい職業とその理由</li> <li>2. 奨学金を必要とする理由</li> <li>3. これまで頑張ってきた事（自己PR）</li> </ol> <p>上記3点を必ず記入のこと／応募者本人の手書きによる／日本語に限る</p>
④	在学証明書	<p>・原本／応募前3カ月以内発行のもの（※原則として学年の記載のあるもの） ※学年の記載ができない学校がありますが、その場合は別途確認します。</p>
⑤	成績証明書	<p>原本／応募前3カ月以内発行のもの</p> <p>・1年生で前期の成績証明書が発行されない（学年末の発行のみ）場合は、高校発行の<b>調査書</b>／原本を提出してください。（ただし、最終学歴が高校ではない場合は、最終学校の成績証明書を提出）</p>
⑥	家計支持者世帯の住民票 (本人分を含む)	<p>・原本／応募前3カ月以内／<b>世帯全員の記載のあるもの</b>／世帯主および続柄の省略不可／マイナンバーの記載のないもの</p> <p>・家計支持者と別居の場合、家計支持者世帯とは別に本人分の住民票が必要</p> <p>・外国籍の方の場合、「国籍・地域」「在留資格」「30条の45区分」「在留期間等」「在留期間満了の日」の記載のあるもの（省略不可）</p>

⑦	<p>所得証明書 ア.課税(非課税)証明書 イ.住民税証明書 ウ.市区町村・都県民税課税(非課税・所得)証明書</p> <p>※上記ア～ウのいずれか (所得証明書の名称は、市区町村により異なります)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計支持者とその配偶者（例：父母双方／既婚の場合は本人と配偶者／独立生計者の場合は本人、ただし父母と同居の場合は父母の分も必要）の収入・所得を証明する市区町村発行の左記ア～ウのいずれか</li> <li>※本人が家計支持者の扶養から外れている場合は本人分も必要</li> <li>・令和2年度分（平成31年1月～令和元年12月分の記載のあるもの）</li> <li>・収入および所得（合計所得金額）の内訳／所得控除（額）の内訳／扶養控除の内訳（人数）が記載された証明書を取得してください。（※記載の省略不可）</li> <li>・家計支持者および配偶者は、収入・所得の有無に関わらず提出してください。（収入・所得が無い場合でも、収入・総所得が0円と書かれたものが必要）</li> <li>・証明書は日本語で書かれているもの／原本に限る（コピー不可）</li> <li>・勤め先が発行する「源泉徴収票」不可</li> </ul>
---	---	---

※応募書類に不足・不備がある場合、審査ができかねますのでご注意ください。

## ※応募書類締切日：令和2年10月23日（金）必着

## 6. 応募書類送付先

〒163-1506 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー6F

一般財団法人 篠原欣子記念財団 事務局 TEL03-6911-3600

※書類到着有無のお問い合わせには対応しておりません。

（到着確認をされたい場合は、郵便追跡サービス等をご利用ください）

## 7. 奨学生選考手順

### (1) 選考方法および奨学生候補者の内定

応募書類審査、面接により選考を行い、奨学生候補者を内定します。

※1次選考の結果は、10月29日（木）までに応募者全員へメールにて通知いたします。

### (2) 面接試験の日程・方法（1次選考通過者のみ）

日程：11月8日（日）～11月15日（日）のいずれか1日（実際の面接日時は調整します）

所要時間は30分程度

方法：オンラインによる面接（Web会議システム「ZOOM」を使用）

※この期間にオンラインによる面接に参加できない場合は選考が出来ません。予めご了承ください。

### (3) 選考結果の通知

選考の結果は、文書（郵送）にて通知します。（12月第1週中に文書発送予定）

※選考の経過および内定可否については、公表をいたしません。

### (4) 奨学生の認定

奨学生候補者として内定した場合、「誓約書・同意書」他必要書類の提出ならびに「認定式」の出席をもって、当財団法人の奨学生として正式に認定し、奨学金の給付を開始いたします。

認定式日時：12月13日（日）12：00～14：30 ヒルトン大阪ホテルにて開催予定  
（ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、オンラインでの開催に変更する場合があります）

## 8. 奨学金給付について

### (1) 奨学金給付額

■月 額： 3万円

※原則として、2カ月分（当月分と翌月分）をまとめて偶数月の月末に直接本人名義の口座に送金して給付します。

### (2) 奨学金給付対象期間および給付開始時期

■給付対象期間：令和2年10月～令和4年3月迄（1年半）

■給付開始時期：令和2年12月末 ※令和2年10月～令和3年1月の4カ月分をまとめて給付します。以降、上記（1）の通りに給付をいたします。

### (3) 奨学金の返還

給付型のため、返還の必要はありません。

### (4) 補足

#### 【優待生、特待生制度有】

・前年度の活動状況（成績、レポート、その他の活動）をもとに、次年度1年間認定します。

◆優待生：月額4万5千円 ◆特待生：月額6万円

<例>（奨学金最大給付例：4年制大学／毎年特待生に選定された場合）

1年目 奨学金 年額18万円（半年分）

2年目 特待生奨学金 年額72万円

3年目 特待生奨学金 年額72万円

4年目 特待生奨学金 年額72万円 4年間で最大234万円給付

【継続申請について】（※継続申請が必要／審査あり／継続を確約するものではありません）

・奨学金給付対象期間終了後、3年制の短大・専門学校または4年制の大学の場合、継続申請および審査を経て継続することは可能です。（対象者全員へ給付対象期間終了後に通知をします）

## 9. その他

※選考の結果、内定基準を満たす方が1つの大学・学校で複数名となった場合、内定者は最大5名までとします。

※選考の結果、内定基準を満たす方が1つの世帯で複数名となった場合、内定者は1世帯につき1名までとします。

※奨学生が学業を終了した際の進路または就職先に関する制約はございません。（本人の自由）

※Eメールまたは電話で連絡をする場合がございます。迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、次のドメイン（@ysmf.or.jp）を受信可能にしてください。また、電話（03-6911-3600）の受電ができるように携帯端末等の設定をしてください。

※連絡がつかない場合は、選考手続きを進める事ができなくなりますので、ご注意ください。

## 10. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

○TEL：03-6911-3600（平日10:00～16:00）

○FAX：03-3346-2600

○ホームページ：「お問い合わせ」ページより入力（<https://www.ysmf.or.jp/contact>）

以上